## 「商標審査基準」の改正案(国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについて)に対する 御意見の概要及び御意見に対する考え方について

項番	御意見の対 象	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全体的意見	特定の地理的名称と認識される語のみからなる商標については、原則として識別力無しとして、使用により識別力を獲得したものについてのみ登録すべき。	本審査基準の改正案は、国内外の地理的名称のみからなる商標が商品の産地・販売地や役務の提供場所を表示したものと一般に認識される場合は第3条第1項第3号に該当するものとし、同号に該当しない場合でも、事業者の設立地等として一般に認識されるものは、使用による識別力を獲得した場合を除き、原則として、第3条第1項第6号に該当する旨を明確にしたものです。本改正案は、ジョージア事件(昭和60年(行ツ)68号)等の判例や裁判例を踏まえて識別力のない地理的名称をより明確にしたものであって、その改正内容は、御指摘の趣旨に反するものとはなっていないものと考えております。
2	全体的意見	既に地理的名称を含む商標を使用している者に 与える影響について十分に検討してほしい。	本審査基準の改正案は、「地理的表示・地名等に係る商標の保護に関する調査研究報告書 (平成23年2月(財)知的財産研究所)」等を参照しながら、商標制度小委員会での議論の経緯 や結果を踏まえ、商標審査基準ワーキンググループにおいて御審議いただいたものであり、十分 な検討と審議の結果と考えております。
3	全体的意見	地理的名称の登録を認めないことにする背景やその理由があるとしても、「地理的名称に相当するものは登録しない」旨の拒絶理由は、新たな立法で検討されるべきである。	本審査基準の改正案は、現行法の枠内で、ジョージア事件(昭和60年(行ツ)68号)等の判例 や裁判例を踏まえて審査基準の一層の整備を図ったものです。

4	全体的意見	取り扱いのタイトルが変更されているが、当初問題とされていた「国内外の周知な地名」が「国内外の地理的名称」と変更されるに至った経緯及び理由、並びに、そのことによる内容の異同を明確にして欲しい。	本審査基準の改正案は、ジョージア事件(昭和60年(行ツ)68号)等の判例や裁判例を踏まえたものであるところ、同判決では「一般に認識させる」ものであるとし、必ずしも地名が周知であることを要件としていません。第1回商標審査基準ワーキンググループにおいても、同旨の指摘がなされました。そのため、当該趣旨を明確にするために、パブリックコメントに掲載した文書の表題を「国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについて(案)」と変更しました。
5 な い し 9	商標審查基 準改正案 第 3条1項6号 5.	商標法第3条第1項第3号には該当しない地理的名称を一般的に登録しないことにする背景及びその理由を明確にして欲しい。特に、事業者の設立地等の国内外の地理的名称であっても、その使用態様によって商標として機能するか否かが決まると考えられることから、これらが自他商品(役務)の識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないとする理由を明確にして欲しい。	商標法では、国内外の地理的名称のみからなる商標は、商品の産地・販売地又は役務の提供場所を表示したと認識されないものであっても、自他商品・役務の識別標識としての機能を果たし得ないものであれば、第3条第1項第6号によって商標登録を受けることができません。また、登録要件の審査は、特定の出願商標の実際の使用態様でなく、願書に記載された商標及び指定商品・役務によって判断するものです。かかる観点から、本基準案「5.」においては、事業者の設立地等を表示する又は事業者の設立地等として一般に認識されるにとどまる国内外の地理的名称を表示する商標については、多くの場合にすでに事業者の設立地等として、一般的に使用されあるいは将来必ず一般的に使用されるものであることを踏まえ、使用による識別力を獲得した場合を除き、原則として、第3条第1項第6号に該当するものとして取り扱うことを明確化しました。
10	商標審查基 準改正案 第 3条1項6号 5.	本件基準案は、「国内外の周知な地名」であることを要件とする場合と比べ、かえって過度な規制になるおそれがあるから、本件基準改正案八、5. 中「原則として」の前に「当該地理的名称の周知性を考慮した上で、」を加えるべきである。	本基準案「5.」において、地理的名称が事業者の設立地等として一般に認識されるものか否かは、種々の要因を総合的に勘案することとなります。このため、地理的名称の周知性は、一判断要素ではありますが、それのみではないため、「周知性」のみを特に勘案すべきとはしませんでした。 また、国内外の地理的名称からなる商標が、例えば商標として使用をされた結果自他商品・役務の識別力を獲得している場合にも、同号に該当しないものとして取り扱うこととしており、基準案「9.」においてその旨を明確にしています。 したがって、本基準案「5.」によって、一律に地理的名称からなる商標の登録が認められなくなるわけではなく、過度の規制となるとは考えておりません。

		使用により識別力を獲得した商標が第3条第1項	第3条第1項第6号の審査基準1ないし8に該当する商標であっても、使用をされた結果需要
		第6号に該当しないことは当然であるから、改正案第	者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものにつ
11		3条第1項第6号「新設9」の「本号の規定に該当しな	いては、本号の規定には該当しないものと考えています。基準案「9.」は、かかる実務を確認的、
		いものとする。」の部分は、「本号の規定には該当しな	かつ、審査官がどのように審査すべきかを示すものとして、他の基準とのバランスも考慮して「該当
	商標審査基	い。」のように記載すべきである。	しないものとする。」といたしました。
	準改正案 第	改正案第3条第1項第6号「新設9」は法律上当然	なお、国内外の地理的名称が第3条第1項第6号に該当するか否かは、種々の要因を総合的
	3条1項6号	のことなので記載不要と思われる。	に個別具体的に判断されるべきものでありますから、事前に該当しないもの又は該当しなくなるも
	9.	むしろ審査基準には、第3条第1項第6号に該当し	のを定めることは適当でないものと考えます。
12		ない地理的名称にはどのようなものがあるのか、ある	ただし、本審査基準の改正案は、ジョージア事件(昭和60年(行ツ)68号)等の判例や裁判例
		いはどのような基準を満たせば同号に該当しなくなる	を踏まえたものでありますから、事業者の設立地等として一般に認識し得ないものであれば、同号
		のかを明記すべきである。	には該当しないものと考えております。